

信濃国
松代

真田家文書目録(その二) 解題

文書の伝来と特色

文書の伝来

本目録には真田家文書のうちの書付型史料を収録した。この書付型史料をも含め当館所蔵真田家文書全体の伝来およびその関連史料の所在については『史料館所蔵史料目録第二八集・真田家文書(その一)』の解題を参照されたい。

真田家文書目録「その一」には簿冊型史料を収録したのに対し、今回の真田家文書目録「その二」以降の目録には書付型史料を配していくものである。真田家文書中の書付型史料は推定二万点が伝来し、本目録にはそのうち三千点を収めた。

書付型史料の全体は基本的に目録「その一」で用いられた分類項目に従って順次、目録化していくものであり、目録は全部で六・七分冊となし最後に「補遺編」を設ける予定でいる。そして今回の目録にはこの分類項目のうち大項目の『領知』『真田家』『勤役』『預所』『役儀』を中項目に改変して含む)に配列されるべき史料を収めた。

本文書の特色

本目録収載史料は総て書付型史料である。そしてその大半は幕末期のものであるが、凡そ大名家において日常的に作成され授受されたであろう史料の殆んどが、時の流れによる選別・廃棄に遭うことなく総体として今日に伝存したものである。それは大名家の文書的世界の自然な姿というものをありのままに伝えていくものであって、本文書の一番大きな特色はこの点にあると言えるであろう。本文書はその作成事情から見て、1幕藩関係史料、2藩際史料、3藩内史料の三つに大別される(以下、本解題の説明において『内ゴジックは大項目、『』明朝は中項目を示す。また〔〕内の仮名と数字は史料の整理番号を示す)。

1幕藩関係史料、これは幕府と松代藩真田家との間で授受された文書およびその写・控である。『領知』『規式』『勤役』の項に多く見られる

ものであり、領知朱印状・老中奉書の他、幕府よりの達書・触書の類、そして真田家の側より提出する伺書・問合書などが大部分を占める。2藩際史料、これは専ら江戸において真田家と他大名家との間で授受された文書群である。『慶事』『奥向』『江戸屋敷』『交際』等の項目に収められている。その中心をなすのは『交際』の項に配した留守居書状で、大名諸家が自家の動静一般を留守居を通じて他家に報知していく挨拶状・吹聴状の性格を有するものである。この種の史料は他大名家においても当然に作成授受されていたものであるが、原史料の伝存は今のところこの真田家文書以外には目に触れない。内容的にも興味深いものがあり、その量的な豊富さと併せて貴重である。

藩際史料としてはこの外に真田家と姻戚関係をもつ諸家との間で婚姻や養子縁組に関して作成授受されたもの、五節句の贈答・吉凶挨拶を内容とするものが残されている。また真田家が直面した個別的な事を巡ってその先例旧格を他家に照会した際に作成されたもの、江戸屋敷を巡る他家との相對替や辻番所組合など諸種組合に關係した史料等が見られる。

3藩内史料、松代藩内部で作成授受されたもので本文書の大半を占めるものである。本目録収載分の藩内史料は『真田家』の項に配した真田家の奥向史料であり、婚姻吉凶關係史料を中心とした大名の日常的な私生活に由来するものである。それら史料の殆んどは安政期以降幕末明治初年のものであり、料紙は多く宿紙を用いた粗雑なもの、内容もまた一見したところでは瑣末単調なもの反覆に終始している。しかし振り返って見れば、それ故にこそ他の大名家文書にあってはいづれもが処分され消滅してしまったと思われるものなのであり、今となっては外に類例を見ない貴重な文書群であると言えるのではないであろうか。本目録収載の今一つの藩内史料の群は参勤出府・上洛等に関する道中入料の勘定書類である。それは供侍への馬銀等の支給、荷物運搬の人馬賃金の請渡方、宿入料の支払などに関する金銭授受の証文から、最終決算の仕上勘定書に至る關係書類が個別勘定項目毎に一括袋綴の形式を以って伝存している。

書付型史料の内容は一般に断片的なものである。その書付が語ろうとしている歴史的事実についての内容をよりよく理解するためには目録「その一」に収められた簿冊型史料と対照することが不可欠であり、簿冊型史料に特有の状況説明的な記述を踏まえることによって始めて書付型史料の内容は系統的に把握することが出来るであろう。

その意味で書付型史料は、それだけでは歴史的事実の全貌を示し得ない消極的不充分な性格のものと言えるかも知れない。しかし他面、書付型史料は当該社会の中で実際に授受され機能した「生」の史料であるという事実にも同時に留意されなければならない。そのことは、歴史研究にとつてのいわゆる第一次史料確認の問題に止まらず、それが「生」の史料であるが故に当時の文書存在の具体的な姿を我々に直接に知らしめてくれるところにその一層大きな意義を有するものと言わねばならぬ。即ちその料紙が如何に粗末であろうとも、記載内容が不分明で断片的であろうとも、正にそのようなものとして当該社会で授受されていたという事実を我々に示してくれるのである。実際本文書『誕生』の項などに見られる奥方役人の伺書の類は大半が宿紙であり、余りに粗末なものの故に草案・控と見まがらうばかりなのであるが、これが家老よりの回答書と共に一括して返進されているという残存形態（例えば「か九六五・か一三四六」等）よりして、これらは疑いもなく正文であることを知るのである。我々はこのような文書それ自体の姿、そしてまたその残存形態について、幕末期の真田家奥向の具体的な局面——財政状態の程度・御産という事柄の位置づけ方・文書事務の遂行のあり方等々——を直観することが出来るのである。

史料の表題について

近世の書付型史料の史料名称については領知朱印状・御内書・老中奉書などの幾つかのものを除いて未確定のものが多い。本目録においては整理の必要からこれら諸史料に統一的な史料名称を付与していった。以下、本目録で採用した史料名称の主要なものについて説明を加えておきたい。

（幕藩関係史料）

老中返札 『拝領・献上・見舞』の項目に多いものである。老中の花押・日付を有して老中奉書と外見的形状を同じくし、通例「御状令披見候」に始まり「紙面之趣、可達上聞候」に終わる文言を備えた文書である。老中奉書が特定の幕命の伝達機能を有するのに対して、これは大

名より献上見舞などのあった際その受領確認の意を込めた返札状としての性格をもっている。「老中返札」の名称については『史料館所蔵史料目録第一五集・土屋家文書目録解題』を参照されたい。

老中申渡書 これは次に事例を掲げるような類型の文書である。

(裏端書〔幸貫〕
「真田伊豆守江」

真田伊豆守

久能 御宮其外并三州大樹寺・松応寺・鳳来寺・瀧山 御宮 御霊屋等御修復御用被 仰付候付、大手御門番被成御免候

〔勤番〕〔か一四七九〕、天保四年七月二五日)

奉書紙横半截の切紙を用い、宛所が文書袖下部にあり、以下幕命が記される。日付は一般に記されない。差出者も文面に現われないが通常は幕府老中より伝達されるものである。

本型の文書の名称はこれまでのところ一定していない。『大日本古文書・伊達家文書』は「老中口上書」(同文書番号二二九八号など)あるいは「老中申渡書」(二〇三五号など)とし、伊知地鉄男『日本古文書学提要』は「老中口上書」の名称を採り(同書下巻七五二頁)、前掲『土屋家文書目録』では「老中御書付」と呼んでいる。

江戸時代当時の本型文書に対する呼称は、その文書包紙の上り書文言などよりして「御書付」であったと判断される。但し幕府発給の文書一般を見た場合、「御書付」の用語の範囲は余りに広く、本型文書の類型性を特定する文書名称とするには不十分であるように思われる。次に「口上書」について見るに、幕府の一般的な触書の内に「口上覚」と称するものが別にある(『御触書寛保集成』一二四〇・一七五九号、『御当家令条』四三一・四六九号など)。それは本型の文書とは様式も用途も異にするものであり、それとの関連で「口上書」という用語は疑義を生じるものであるから避けるのが賢明であると考えられる。最後に「申渡書」について検討すれば、当時本型文書を相手方の大名なりに伝達する際、この伝達する行為を「申渡」と呼んでいた事実が認められる(『御触書寛保集成』一〇一一・一〇一二・一三八八号など、『柳営日次記』にも「老中列座伊豆

守申渡之「戸田采女正殿於御役宅申渡」などの記載を見る。右の事実に基づき本目録においては本型の文書に対して「老中申渡書」の名称を用いることとする。

御書取 これも幕府老中などより交付される達書の一類型をなすものである。「御書取」は達書の中でも最も軽い性格のものと思われ、公式的にはなく内意を伝達するのに用いられる。例えば大名家の側が幕府に対して表立って伺書や願書を提出する際、これに先立って関係の老中（月番老中や勝手掛老中、又は特定の御手伝普請等の御用掛の老中）に当該文書提出の可否を問う「内慮伺い」をなす。また表立って伺いをなす程のこともない事柄について内慮伺いがなされる。このような場合、大名家はその留守居を以って内慮伺書を関係老中に提出するのであり、それへの回答として交付されるのが「御書取」である。事例を掲げておこう。

文久三年一〇月、この年真田幸教は通常の参勤時期よりも臨時に二ヶ月早く出府している。これについて参勤御礼の献上物の提出時期を如何とすべきかの内慮伺いを、真田家留守居は月番老中の井上正直の下に提出し、井上は次の「御書取」を以って回答している。

此節着府候とも参勤御礼願は十二月中旬頃差出候様可仕候事

（『参勤・上京』「参勤」〔か七一七〕、文久三年一〇月二八日）

「御書取」は簡便な内意伝達書として老中以外でも交付しており、『御手伝』の項には幕府勘定奉行の「御書取」が多数含まれている。

大目付廻状 これは『幕令』の項に見えるもので、幕府の「触」の伝達を媒介する中心文書である。「大目付廻状」は次に掲げるような様式をもつ。

大目付様御廻状写

土井大炊頭殿御渡候御書付写老通相達候間、被得其意、無遅滞順達、留る伊藤河内守方江可被相返候、以上

十月十日

大目付

松平豊後守殿

松平陸奥守殿

(九名分中略)

織田左衛門佐殿

右留守居

大目付江

冬春之内は火之元等之ため火附盜賊改組之もの繁々相廻、怪敷者見請候は武士屋敷江も附入候而召捕候様申渡候間、武家・町方共弥入念可申付候(中略) 若町奉行、火附盜賊改組之者より相尋候品等も有之候へ、早速相糺、引渡候様可致候
右之趣、向々江寄々可有通達候事

(真田家文書簿冊「公儀被仰出御触書留帳」(あ五六五―三)、文化九年十月十一日条)

右の史料のうち「大目付江」と記された箇所以後が本来の幕府の触書であり、『御触書天保集成』六四九八号に収められたものと同文の、火付・盜賊の武家屋敷内での捕縛に関する幕令である。右の触書の通達手続きは、老中土井利厚が触書を大目付伊藤忠移に渡し、伊藤は廻達の便に従って区分けされた大名群ごとに(その留守居を宛所にして)右触書の写しを添えた廻状を発する。廻状を伝達された各大名の留守居はこれを写し留め、廻状宛所の大名の名の下に承付を記し(通常は「奉」の一字を記す)順達していくものである。

「大目付廻状」という場合、これを狭義にとつて右史料の大目付が作成した添廻状のみを指し、本来の触文を「老中御書付」と呼ぶ場合もあるが、右に掲げた事例でも冒頭の語句に見られる通り、一般的には「老中御書付」を含む史料の総体を「大目付廻状」と意識していたものと思われる。よって本目録においても「大目付廻状」の名称を右のような広義に採って用いることとする。

同席触廻状 これも幕府の触を媒介伝達するもので、次の如き様式を有している。

御同席触廻状写

以廻状致啓上候、只今大御目付駒井甲斐守様〔駒井朝温〕の例文之御廻状を以、〔老中、松平康直〕松平周防守様御渡候御書付写老通就到来、則写致廻達候、早々御順達從御留、治右衛門方江御返却可被下候以上

七月廿日

真田信濃守様

御留守居中様

秋田万之助様

御留守居中様

加藤能登守様

御留守居中様

堀田豊前守様

御留守居中様

大目付江

〔水野忠誠〕水野出羽守事去ル十三日於大坂表、加判之列被仰付候、此段向々江可被達候

七月

右は昨夜中、戸沢中務大輔様衆を差付到来ニ付、加藤能登守様衆江順達仕候

七月廿一日

北沢 職之助

戸沢中務大輔内
近藤 治 米
波多野治右衛門

堀田相模守内
野村弥五右衛門
長 量 平

右の史料の全体は、その文面から明らかな通り真田家留守居の北沢職之助が到来した同席触廻状を写し取り、これを真田家執政方の下に送付してきたものである。

さて「同席触廻状」の伝達手続きは老中より触文（大目付^エ）以下の部分）が大目付に交付され、大目付は諸大名の殿席（江戸城中の控間）の区分に従って、各殿席ごとに二家（二家以上の場合もある）の留守居に対して触文の書付の写を伝達する。受けとった二家の留守居は連名の廻状を作成し、これを同じ殿席の大名諸家の留守居を宛所にして廻達していくものである。右事例の廻状は帝鑑間席に廻達されたものである（廻状宛所に見えない帝鑑間大名家に対しては同様の廻状が別途に数通作成されて送付されたものと思われる）。同様の行為が帝鑑間以外の諸殿席においても行われ、こうして幕府の触が全大名に通達されるという仕組みを採る。「同席触廻状」において伝達される幕命は一般に小事であり『御触書集成』にも収載されないようなものばかりである。そしてまたそれ故に、その発布手続きも随意的、便宜的であり「大目付廻状」のような発布手続き上の安定性を得ていないことを付言しておこう。

本目録における表題表記において右の類型の文書を「同席触廻状写」とした。この場合文書の作成者は厳密に言うならば、この写しを作成し送付した北沢職之助とすべきではあるが、限られた目録のスペースでは廻状そのものの授受関係を示す方が適切と考えて後者を表記したことをお断わりする。この種の複合された史料の表題表記法はなお検討されるべきであろう。

さて、この「同席触廻状」と形状が類似して性格のやや異なるものがある。幕府の触の遵行ではなくして、同席中の年番等の世話役の留守居が特定の事案に関して老中・大目付に打診して得た回答や、自発的に判断して決めた事柄を「同席触廻状」と同様の形式と手続きを以って廻達していくものである。これは「同席用廻状」という独自の呼称を有している。

伺書并附札 大名家の側より幕府老中に対して、特定事案についての要望をなしたり、事柄の可否を問うのに用いられるのが「伺書」である。「伺書」は差出者の別に従って二種に分かれたれ、一つは真田家留守居伺書であり、今一つは真田家当主伺書である。本目録に収められた

史料の範囲内では前者は老中への「内慮伺い」に多く用いられ、表立った伺いには後者の用いられる点が指摘されよう。「伺書」について今一つ重要なことは、これに貼付された「附札」の存在である。この「附札」は老中の回答書で、当該事案に対する幕府の公式的意思を表現するものである。それ故に許可の「附札」を貼付された「伺書」は単に伺いをなした事実を示すのみならず、当該問題についての幕府の了承を獲得したという証拠効力を独自に付け加えているのである（『土屋家文書目録解題』参照）。従って本目録の表題表記においては「附札」の存在を明示して「（差出者）伺書#附札」の形でなした。より精確には「（差出者）伺書#老中何某附札」とすべきではあるが煩瑣に亘るので省略し、回答附札の差出者は「伺書」の宛所人名で示唆するに止めた。

「伺書#附札」に準じるものに「願書#附札」「問合書#附札」「御聞置書#附札」等がある。これらは当該文書の包紙上ワ書に記載するところを参考にして名称を付与した。

（藩際史料）

留守居書状 大名間の連絡・交渉を担当するのは主に大名諸家の江戸留守居役である。従って藩際史料は大部分が留守居関係史料、特に留守居間で授受される書状である。この留守居同士の書状は養子相続・婚姻等の特定の事柄を巡って種々の連絡のために作成・授受されるのは勿論であるが、その他に一群の顕著な特性を有する留守居書状が存在する。即ち各大名家に日常的に発生する吉凶や役儀などに関する事柄を、その懇意の大名諸家に対して自発的に報知していく挨拶状の性格を有するものである。従ってこの型の書状による報知は「為御知事」と呼ばれる。この型の書状の特性の第二はそれが留守居の「奉札」として作成・授受されるということである。右の型の書状の通達に際しては、留守居はあくまでも当該大名家の大名の侍臣たる立場を明確にしてこれに関与するのであり、留守居が大名の意命を奉じて当該書状を通達する旨の奉命文言を明瞭に備えることがその様式上の特徴となるのである。この種の留守居書状は本目録『交際』『為御知事』の項に収められている。次にその中より事例を掲げる。

（裏端書）（幸民）
「真田保磨様ニ而

（広孝）
蒔田相模守内

玉川一学様

垺和 錦藏

北沢職之助様

矢吹善之進

高田 筑母

以 手紙啓上仕候、然は相模守在所備中国浅尾近辺江長州浪土之由凡式百人程押来り、領内井山宝福寺江屯集、夫より御寺山江楯籠り致発炮候ニ付、為召捕人数差向候所及戦争、尚追々注進有之、相模守儀於京地、松平肥後守様江願濟之上、手人数召連去ル十五日在所表江被出張候旨、以急飛申越候ニ付、御用番松平周防守様江不取敢家来之者御届被差出候、右為御知被申上度、此段各様迄自私共宜得貴意旨、被申付越如是御座候、以上

四月二一日

〔交際〕「為御知事」(か一四〇)、慶応二年

右は蒔田家(備中浅尾一万石)の留守居より真田家留守居に宛てたもので、内容は慶応二年の第二次長州戦争の前哨戦とも言うべき長州浪士立石孫一郎一派の浅尾藩領での騷擾に対し、その鎮定のために蒔田広孝が京を発して在所へ向った旨を報知したものである。

本目録に収めた留守居書状を報知内容の面から見ると、右のような事件情報の外、冠婚葬祭・服忌・家督相続・官位叙任・役成・賞罰・領知加増・登城召・勤役・参勤就封・屋敷替・屋敷玄関来客応接方などを挙げる事が出来るであろう。その他五節句の祝詞、また特殊なものとして婚姻(或は急養子)についての相談方申入といったものもある。吉凶・幕命を中心にして大名家に発生する事項の巨細・多岐に亘っている。

次にこの留守居書状の様式上の特徴を列挙するならば以下の通りである。一、史料の形状は切紙ないし切続紙で、料紙は一般に粗末なもので時に宿紙が用いられる。二、差出・宛所は文結ではなく端裏に記載する。いわゆる「裏端書」(中村直勝『日本古文書学』下巻、二〇八頁)の形を採る。三、封式としては糊封が用いられるが封紙を略し書状の袖の上半分を用いて糊付けをなす形式である。外見的には切封と類似の形式である。四、書面は通常「以手紙致啓上候」を書出しとして本文へと続き、止め文言は「以上」として礼語を用いない。五、文中に主人たる

大名の意を奉じた旨の奉命文言を有する。右事例では「宜得貴意旨被申付越」がそれである。六、本型の留守居書状では事実上、宛所の留守居もまた相手方大名の執次者として指定されている。従ってこの書状は「披露状」の性格も兼有している。形式的に見た場合、「各様迄」云々がこれを示していると言えるであろう。七、本型書状の通達は留守居の専管事項ではなく、その大名間に深い由縁関係のあるものについては特に「用人」（更には「家老」）がこれに与っている。八、報知の形式として、自家に発生した事柄そのものを報ずるのではなく、右の事柄を幕府に届出た旨を報ずるという間接的形式が多く見られる。先に掲げた事例でも蒔田が在所に発向した件を老中松平康直まで届出た旨を報知するという形を採っている。以上が真田家文書の内に見られる奉札型の留守居書状の内容上・様式上の共通する特徴である。

さて本目録における留守居書状に関する表題表記について、各々その頭に藩名と大名家名を組み合わせたものを記して、当該大名家を明示し、例えば「姫路酒井家留守居書状」の如き形を採ることとした。用人書状・家老書状についても同様である。次にこの類型の書状は大名家からのみならず旗本諸家よりも真田家にもたらされている。そこで先づこれら旗本諸家の書状の差出者の役職名が問題となるのであるが、旗本の場合には大名の『武鑑』の様な家臣役職名の検索の便を得るものが少ない。そこで本目録ではこれら書状の差出者、即ち旗本諸家の涉外担当者を一律に「用人」の呼称で示すこととした（但し交代寄合の旗本については「留守居」の称を用いた）。また当該用人の属する旗本の表記についてであるが、旗本については知行所名をその苗字に冠していくのも益のあることと考えられず、史料に現われるままに官途名を以って個々の旗本を特定することとした。そこで旗本諸家よりの来状については、例えば「花房近江守用人書状」のような体裁を採ることとした。しかしながらこの旗本よりの来状の名称についてはなお検討の余地があるものと考ええる。

（藩内史料）

伺書と家

藩内史料の「伺書」と「家老差図書」は先の幕藩関係史料の「伺書并附札」に対応するものである。事例を次に掲げる。

老差図書

これは真田幸教の女子まさ・よし二人分の施薬についての、御側医師への薬札支払方に関する一連の史料である。

(A) (封筒上ワ書)

「新御殿

御守役中

鎌原伊野右衛門

〔朱筆〕
「御薬礼御聞濟 辰中元」

(B) (裏端書)

「御医師江御薬礼被下之義伺

新御殿御守役」

於瀧左様

於与し様江御薬四百八拾老貼差上

一、金三両貳分

嶋田 全隆

於瀧左様江御薬百七拾三貼差上

一、金老兩老分

阿藤 俊卓

右之通中元ニ付御薬礼被下置候様仕度奉存候、尤御金出之義は御両方様御入料之内を以取斗可申奉存候、御聞濟被成下候様仕度此段

奉伺候以上

七月

(C) (裏端書)

「新御殿

御守役中

鎌原伊野右衛門」

別紙伺之趣承濟候、以上

七月十四日

〔誕生〕「よし」〔か九六五〕、明治元年七月

右史料は後二者の文書が封筒(A)に収められて三点一括で伝存している。これは「伺書」と「家老差函書」の授受のあり様を端的に示し

ており、新御殿御守役は中元薬礼の件について家老鎌原宛に伺書(B)を提出し、鎌原はこの回答文書たる「家老差図書」(C)を認めて伺書と共に封筒に入れて返進している訳である。この他『誕生』「かね」(か一三四六)番文書においては二通の「伺書」と一通の「家老差図書」が糊付によって残存しており、二件の「伺書」に対して糊付の「家老差図書」を以って一括許可し返進したものと思われる。また「伺書」に「附札」を貼付して回答を与えている事例もあり『葬送』「慧雲院」(か五六七)等、「伺書」に対する回答の形式は真田家文書にあっては区々である。「伺書」と回答書の存在は多くの場合は分断されていてその対応が明瞭でない。本目録においては復原を試みているが自ら限界のあることをお断わりする。

さてこの「伺書」に対する回答書の史料名称についてであるが、その当時の本型文書の一般的呼称は「手紙」であった様である。見られる如く書状形式を備えた文書であるからその呼称も十分に首肯しうるものである。しかしながら「手紙」ないし「書状」の名称は余りに漠然としていて本型文書の機能の独自性、文言内容の定型性を特定しえない憾みがある。そこで本型文書が家老より交付される行為が如何ように意識され呼ばれていたかを検討するに「御聞濟御差図書有之」(於可年様御出生御卒去迄之御一件)(う三五〇)、「伺之通御差図書有之」(雄若様御出生一件)(う三三三)という表現が見出される。そこで右の表現を根拠としてこの回答書の名称を「家老差図書」とし、本目録の表題表記においては「(家老人名)差図書」の形を採ることとした。

御書取 これは示達文書の一類型で次の通りの簡略な形式を有するものである。

(裏端書)
一御奥二元ノ役

於かね様御出棺跡、御祈禱開善寺罷出候節、茶部屋口を致出入候様同寺江可被申越候

一、右罷出候節、万端碧松院様之通可被相心得候

(誕生)「かね、綾雲院葬送」(か二二九一)、元治元年六月二五日)

差出者・日付が略され宛所が端裏に僅かに記されるのみである。右文書を指して簿冊『於可年様御出生御卒去迄之御一件』(う三五〇)元

治元年六月条には「御用番御書取を以左之通」とあるので、本類型の文書の名称を「御書取」とする。差出者は家老であるが、同一事案（例えば御産や葬送）に限定しても、当該問題の御用掛の家老・御勝手掛の家老・御用番（月番）の家老らが入り組んで交付しているようで、個々の文書について差出者の人名を特定するのは困難である。

幕府老中の「御書取」は大名家よりの内慮伺いへの非公式の回答書としての性格を有したが、真田家家老の「御書取」は回答書ではなく独自の命令示達書であるという点で異なる。しかし示達の内容は小事であり、簡略な形式であるということも併せて彼我の「御書取」は共通性を有しているとも言えよう。「御書取」という呼称自体が、口頭示達の文字化という程度の軽さを含意するものであろうか。

御達書 これもまた家老よりの命令示達文書であるが、「御書取」とは様式上区別されるべき類型の文書である。

（端裏付箋）
「御奥元ノ役」

小頭 浅井佐一郎妻
てふ

於かね様御卒去付、御暇被下候、其段可被申渡候

八月廿三日

御奥元ノ役中

〔誕生〕「かね」（か二七六）、元治元年八月二三日

この類型の文書は日付を有して宛所が端裏だけではなく文書奥に明記されるということ、そして今一つ特徴的なことは料紙が白地であるということである。真田家文書の料紙は一般に粗末なもので、「家老差図書」であれ「御書取」であれ宿紙が殆んどである。しかし本型の文書には白地の紙が用いられており、日付の明記・奥宛所の様式とも併せて本型文書が一段重い性格のものであることを示していると言える。本型文書の当時の呼称については未だこれを見出し得ないが、ここではその名称として「御達書」の語を用いることとする。

申上書と御答書　ここに「申上書」「御答書」と名づけたものは各々次に掲げるもので、その文書端裏の上リ書文言が「申上」で止められるものである。

(A)「御内用御金出之儀申上」
(裏端書)

覚

一、金三兩貳分式朱、錢百貳文

右之通御内用相成候ニ付、其向江被仰渡相廻り候様被成下度奉存候、此段御内々申上候、以上

七月

御奥元メ役

〔誕生〕「まさ」〔か一六九七〕、慶応三年七月

(B)「諸御道具白御油単等之儀ニ付申上」
(裏端書)

六月十二日

御勝手元メ

諸御道具白御油単等御出来之義御尋御座候所、御刀番伺書面之内、御添鎗御油単之儀御道具御在所御廻しニ相成候得は、御在所ニ而寸法取候様被仰渡可被成下候（中略）宮下兵馬申談同意ニ付此段申上候、尚御勘弁可被成下候、以上

六月十二日

〔葬送〕「感応院」〔か二四一〇〕、嘉永五年六月

「申上書」(A)と名づけた類型の文書の機能は種々であり、1先の「伺書」と実質的に差異のないもの、2特定事案の要望について「伺書」よりも要請の意思の強さを示したもの、3「伺書」の付属文書として当該事案の先例等を調査報告したもの、4一般的な報告書、等々の性格を有している。今これらの諸性格を厳密に区分して各々に別個の文書名称を付与するのは困難であり、徒に混乱を招くだけであると判断したので、暫くこれらを一括して「申上書」とするに止めた。

一方「御答書」(B)と名づけたものもやはり「申上書」の一類型である。しかし本型文書の場合にはこれに独立の文書名称を付与すべき顕著な特性がある。それは本型文書が特定の諮問を前提にして作成された答申書として規定されるということである。本目録に収めた文書の範圍内で言うならば、誕生・規式等の個々の事案について関係役人より伺書が家老の下に提出された際、それが新規の施策であったり多額の金銭的支出を伴うもの場合には、当該家老は勘定方役人などにその可否を諮問する。それに対する答申書が即ちここに「御答書」と名づけたものである。

御用状 真田家では松代役人と江戸役人等の間で次のような様式を有する文書を授受している。

(封筒上ツ書)
一御用

山寺源太夫様

高山内蔵進様

小野 肇

谷口弥右衛門

春暖之節御座候得共 殿様益御機嫌能被成御座恐悦至極御儀奉存候、当春 貞松院様ニ_茂益御機嫌能被成御座恐悦至極奉存候、

昨日は大師江 御参詣被遊(中略)御歸殿後何之御碍_茂不被為在恐悦至極奉存候、(中略)明便ニ付此段早々得貴意候、可然様被仰上

可被下候、各様愈御安泰御勤可被成、珍重奉存、切角時候御自愛專一可被下候、以上

三月廿八日

弥右衛門
肇

(山寺)
源太夫様

(磯田)
音 門様

(高山)
内蔵進様

〔奥向〕「貞松院」(ハカニ四三八)、(安政二年カ)三月二十八日